

高齢者用肺炎球菌ワクチンの定期予防接種について

令和6年4月

肺炎球菌について：

肺炎は日本の死亡原因の第5位であり、成人の肺炎の約2～3割は、肺炎球菌という細菌により引き起こされると報告があります。

肺炎球菌は、このほかにも、血液の中に細菌がまわってしまう敗血症^{はいけつしょう}などの重い感染症の原因になることがあります。

定期接種対象者：

忠岡町に住民票がある下記の①または②に該当する方

- ① 65 歳の方
- ② 接種日現在 60～64 歳で、心臓・腎臓・呼吸器・免疫機能において日常生活に支障をきたすような重篤な疾患がある方

(身体障害者手帳 1 級、または、それに相当する障害であることが医師により証明できる方)

***ただし、過去に 23 価肺炎球菌ワクチンを受けたことがある方は上記の対象者より除外します。**

自己負担額：3,000円

*接種当日、医療機関にてお支払いください。

*生活保護世帯に属する方は費用免除ができます。必ず事前に保健センターまで申請にお越しください。免除証明書をお渡しいたします。(接種後の免除はできません。)

*脾臓を摘出した人は健康保険の適用となり、定期接種よりも安価に予防接種を受けることができますので、医療機関にご相談ください。

接種回数：1 回（定期接種は、生涯に 1 回のみとなります。）

使用ワクチン：23 価肺炎球菌ワクチン

受け方：「接種券」を持参のうえ医療機関で接種を受けてください。

予診票は医療機関に備えています。

- ・定期接種対象者の①に該当する方には、誕生月の翌月上旬に接種券（ハガキ）を保健センターより送付いたします。

〔※65 歳を迎えられ、すぐに接種をご希望される場合は、保健センターまでご相談ください。〕

- ・定期接種対象者の②に該当する方で、接種を希望される場合は、保健センターにお申し込みください。対象者であることを確認後、接種券を発行します。申し込みの際は、心臓・腎臓・呼吸器についての身体障害者手帳（1 級）または障がいの程度を証明する医師の意見書等をご持参ください。

持参物：・接種券（ハガキ）

- ・接種券の本人であることが確認できるもの（健康保険証、運転免許証等）
- ・自己負担金 3,000 円（生活保護世帯で免除を受ける方は免除証明書）

接種場所：下記の町内医療機関または泉大津市内の受託医療機関

＊事前に予約のうえ来院ください。

＊病院、施設に入院・入所中の方、遠隔地に滞在している方、慢性疾患がありかかりつけ医での接種が必要な方など、やむを得ない理由で上記の医療機関で接種ができない方は、保健センターにお問い合わせください。

(高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種実施医療機関)

医療機関名	所在地	電話番号
安藤外科整形外科医院	忠岡東 1 - 39 - 29	22 - 5515
大山クリニック	忠岡東 1 - 40 - 28	32 - 1831
おくだ医院	忠岡東 1 - 21 - 27	31 - 0728
聖祐病院	忠岡北 1 - 3 - 7	20 - 6650
中川クリニック	忠岡東 2 - 22 - 15 - 13	22 - 1611
真嶋医院	忠岡東 1 - 15 - 17	32 - 2481
村田内科	高月北 2 - 16 - 34	46 - 3700
やぎ医院	忠岡東 1 - 7 - 16	23 - 8864
八木レディースクリニック	忠岡東 1 - 22 - 39	20 - 0312
安明医院	忠岡南 1 - 14 - 3	33 - 5916

＊泉大津市内の医療機関については直接医療機関にお問い合わせいただくか、保健センターまでお問い合わせください。

肺炎球菌ワクチンの効果と副反応

【効 果】：高齢者の肺炎の中で最も多い「肺炎球菌」という細菌の感染を予防します。

肺炎球菌には 90 種類以上の血清型がありますが、このワクチンの接種により、そのうちの 23 種類の血清型に対して免疫をつけることができます。23 種類の血清型は、成人侵襲性肺炎球菌感染症（※）の原因の約 4 割～5 割を占めるという研究結果があります。ワクチンを接種することにより、対象とする血清型の侵襲性肺炎球菌感染症を 4 割程度予防する効果があります。肺炎球菌ワクチンは肺炎の全てを予防するワクチンではありませんが、接種することによって、重症化防止などの効果が期待されます。

（※）侵襲性感染症とは、本来は菌が存在しない血液、髄液、関節液などから菌が検出される感染症のことをいいます。

【副反応】：注射部位の腫れや痛み、熱感、発赤が 5%以上の方に認められます。筋肉痛、倦怠感、違和感、悪寒、頭痛、発熱もありますがいずれも軽度で 2～3 日で消失します。

＊接種後に重篤な健康被害が発生した場合は、国による健康被害救済制度が適用されます。

お問合せ：忠岡町保健センター（役場 2 階） TEL：0725-22-1122
FAX：0725-22-8663